時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あ

時事新報

第三千八百二十號
明治廿六年十一月廿三日木曜日
舊曆癸巳十月十六日(甲子)
日出午前六時二十六分 入午後四時二十九分
月出午後三時五十三分 入午前五時三十三分
滿潮午前四時十九分 午後四時四十分
(西曆一千八百九十三年)

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す)

一號 貳錢五厘○一箇月 前金五拾錢○三箇月 前金壹圓四拾五錢○六箇月 前金貳圓八拾五錢○一箇年 前金五圓六拾錢○月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)

●前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戾する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月 金拾三錢
二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月 金六拾錢
三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月 金三拾錢
四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月 金六拾五錢
五 露領浦潮斯德、淸國諸港　一箇月 金三拾五錢

●廣告料定價 時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐるみと尠からず偶々時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に遞したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戾せず又本社に保存せず

時事新報

行政改革の反對に處する政府の覺悟は如何

政府が此度行ひたる行政上の改革は第四議會に於て言したる「政府は第五議會開會までには行政各部を整理し政費節減の實を擧るみとを勉む可し」との約束を實行したるものに外ならず思ふに不日開會す可き第五議會は此改革に對して如何なる方向を取る可きや其或は約束の旨に違はず總て宜しきを得たりとて一も二もなく滿足を表すれば誠に以て妙なれども我黨の每度豫言したる如く民間政黨の政府に反對する論鋒は眞實心に思ふ所を表白するものに非ず只政府を苦しむるの口實として政費云々を唱ふるまでのみとなれば今回の改革にして果して約束の旨の違はずとするも其滿足を得るみとは到底望む可らず況んや昨今民論の有樣を見るに早く既に不同意の氣色を顯はして云々するの口氣もあるが如くなれば第五議會に於ける劈頭第一の問題は改革の始末にして反對の鋒は先づ此方面に向ふものと見て實際に間違なきみとならん即ち其反對の論旨を想像すれば政府は改革の誓言を爲すに當り其程度を說明して苟も日本國中に政治の見識を有するものをして滿足せしむるの改革を爲す可しと明言したれども今度の結果を見れば吾々の見識に於ては到底滿足するみと能はず殊に海軍の如きは大に改革す可しとの旨を誓ひたるにも拘はらず實際の始末は甚だ緩慢にして整理の實を擧げたるものとは認む可らず斯る改革は吾々の決して甘んぜざる所なりとて一々その事實を擧げて反對の意を表するみとならん民黨の所論果して此に出づるときは政府は之に對して如何に答辯す可きや其答辯みそは眞實政府の決心を顯はすものにして啻に議場內一時の辯論に止まらず政府內外の向背も將來の主義政略も之に由て決する程のものなれば決して等閑に付す可らず我輩の所見を以てすれば其決心は硬軟の二樣にして若しも政府の意見飽までも硬なるに於ては答辯の意味は先づ左の如きものなる可し

議會は政府にて擧行したる行政整理の結果に就き云云する所あれども本來行政の事は憲法上天皇の大權に屬して議會の嘴を容る可き所に非ず又海軍の整理の如き特に宮中に委員を置き調査の上、親裁あらせられたるみとなれば臣民の分として之を議するは恐れ多き次第なり抑も行政整理の事たる本年二月十日の詔勅を體し吾々閣臣が責を負ひ審議熟計して裁定を仰ぎ奉りたるの結果に外ならず閣臣と議會とが立憲の機關として各その權域を愼む可しとの精神は議會が其結果に就て云々するを許さゞるなり

或は之に反して政府の意見軟に出でんか左の如くなる可し

議員諸君の行政整理に關するの意見は政府に於ても亦みれを領せり抑も政府は詔勅の旨に從ひ第四議會に於て第五議會の開會までには行政各部の整理を爲し政費節減の實を擧げ日本國中にて政治の見識を有するものをして滿足せしむ可きを明言したり爾來直に行政整理委員を設けて調査に從事し上は詔勅に對し奉り下は議會に明言したる約束に對し必ず其實を擧げんみとを勉めて敢て懈らず過般の改革は即ち其結果なり政府が其事を等閑に付せずして大に勉めたるは諸君に於ても諒せらるゝ所なる可しと思ふに行政の整理は詔勅にもあるが如く其必要に從ひ徐ろに審議熟計して遺算なきを期するみと無論にして政府は銳意その實を擧ぐるみとを勉めたれども何分にも短日月の間に各般の整理を爲したるみとなれば或は多少の遺算なきを期す可らず素より此結果を以て充分と認むるものに非ざれば尙ほ諸君と和衷協同して詔勅の旨を體し更に進んで其實を擧ぐるみとに怠らざる可し

前說の如く大權云々の表面より切て放たば政府の決心は明々白々にして疑を容るゝものなく部內の向背の如き掛念するに足らざるのみか議會の反對も之に對しては如何ともす可らず只鋒を收めて閉口す可きのみ改革の始末に就ては誰れ一人として議するものもなかる可しと雖も恰も水門を鎖して流を支ゆると同樣なるが故に水勢を激するみとはます／＼大にして他の方面に於ては氾濫の患を免る可らず左れば此決心を爲すには豫じめ最後の覺悟もなかる可らず今の政府に於ては果して其覺悟ある可きや否や或は後說の如く柔軟の手段に出でんか議會の論鋒は之が爲めに緩和して百事無難の經過を見るみともあらんかなれども年來政府に敵故ある一部の人々より見るときは此一事は恰も政府を擧げて民黨に降服するの感情を免れざるが故に其人々は力を極めて之に反對し同類相結んで當局者を攻擊するは其結果は或は現政府の地位を動かすに至るやも知る可らず此邊の事情は當局者の飽までも知る所にして隨て最も掛念する所なる可し思ふに政府が改革に對する議會の反對に處するの決心は硬軟いづれに出づ可きや第五議會の開會に際して最も注意を要する所なる可し

官報

○文部省令第十六號
實業補習學校規程ヲ定ムルコト左ノ如シ
明治二十六年十一月二十二日　文部大臣井上毅

實業補習學校規程

第一條 實業補習學校ハ諸般ノ實業ニ從事シ又ハ從事セントスル兒童ニ小學校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス

第二條 實業補習學校入學者學力ノ程度ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但尋常小學校卒業ノ者ニアラサルモ學齡ヲ過キタル者ニ限リ實業補習學校ノ教科ノ全部又ハ一部ノ教授ヲ受クル爲ニ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ入學スルコトヲ得

第三條 實業補習學校ニ於テハ男女ヲ混同スルコトヲ得ス
實業補習學校ハ尋常小學校又ハ高等小學校ニ附設スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ小學校ノ教授ヲ妨ケサル限ハ校舍及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得

第四條 實業補習學校ノ教科目ハ修身、讀書、習字、算術及實業ニ關スル科目トス但修身ハ讀書ニ附帶シテ教授スルコトヲ得

第五條 實業補習學校ノ實業ニ關スル教科目ハ左ニ揭クル事項ヨリ撰擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ
一 工業地方ニ於テハ圖畫、幾何、物理、化學、重學、工藝意匠、手工ノ類
二 商業地方ニ於テハ商業書信、商業算術、商品、商業地理、簿記、商業ニ關スル習慣及法令ノ大略、商業經濟、外國語ノ類
三 農業地方ニ於テハ或ハ農業大意、或ハ耕耘、害蟲、肥料、土壤、排水、灌漑、農具、樹藝、家畜、養蠶、森林、農業經濟、丈量ノ類
前項ノ外水產、養蠶、製織其ノ他實業ノ爲ニ便宜其ノ教科目ヲ定ムルコトヲ得

第六條 讀書、習字、算術ノ各教科目ハ其ノ學校ニ於テ授クル所ノ程度以上ノ學力ヲ有スル生徒ニ對シ之ヲ課セサルコトヲ得
實業ニ關スル教科目ハ生徒各自ノ志望ニ依リ一科目若クハ數科目ヲ撰擇修セシムルコトヲ得

第七條 實業補習學校ニ於ケル授業ハ總テ實業ニ適切ニシテ應用ニ便ナラシメンコトヲ要ス

第八條 實業補習學校ノ修業年限ハ三箇年以內トス

第九條 實業補習學校ハ日曜日又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得

第十條 實業補習學校ハ土地ノ情況ニ應シ季節ヲ限リ教授スルコトヲ得

第十一條 實業補習學校ノ教員ハ小學校教員又ハ其ノ資格アル者又ハ相當ノ實業教育ヲ受ケ實業ノ知識又ハ經驗ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第十二條 實業補習學校ノ教科目、修業年限、教授ノ時間及季節ヲ定ムルニハ市町村立ニ係ルモノハ市參事會町村長(又ハ之ニ準スヘキ者)ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條 市町村立實業補習學校ニ於テハ(實業又ハ教育ニ經驗アル者及